

自立支援 生活の場 翼つばさ
児童発達支援 . 放課後等デイサービス 翔はばたき

事故発生時 . 緊急時 対応マニュアル

1

1、 マニュアル作成の主な目的

- ・利用者及び家族に、安心かつ安全なサービスの提供を受けて頂くこと
- ・利用者及び家族に、質の高いサービスを提供すること
- ・サービスの提供中の事故を、未然に防止すること
- ・サービスの提供中の急変及び急病の処置の遅れを無くすこと
- ・事故発生時及び緊急時に、利用者が状況を理解できる様 適切な対応ができる様にする
- ・事業所の従業員に対し、危機管理体制の確立を周知徹底すること

- ・事業所の従業員に対し、防災知識の啓発に努めること
- ・事業所内での連絡体制と協力体制を強化し、他の関係機関先との連携を図ること
- ・事故の再発防止に努めること

2、急変等を防止する為の注意点

(1) 事故・病状日常業務の注意点

基本事項

- ・基本的な知識を習得し、質の高いサービスの提供を目指す
- ・利用者の特徴や心身の状況等を把握し注意を払う
- ・普段から利用者及び家族とのコミュニケーションを図る様努力する
- ・利用者に関する報告事項の徹底を図る
- ・職場全体で情報共有と情報提供の重要性を周知する

- ・事業所内の危険個所を把握し、転倒予防等の安全な対応を心がける

*** 事故の具体例 ***

- ・車いす、ベッドから転倒等
- ・食事の際の誤飲、誤食、誤嚥等
- ・服薬時の誤薬、投薬もれ等
- ・トイレ時の状態の急変、歩行介助後の転倒等
- ・レクリエーション時のケガや、外出時の急変、転倒等
- ・送迎中の接触事故や、指詰め等
- ・衣類、持ち物の紛失等

(2) その他

- ・利用者の症状の変化に対し計画の見直しが行える体制を整える
- ・サービスの利用時の本人の心身状態、疾病の変化等についてご家族へ報告する
- ・ご家族からの心身状態の報告について把握し計画に基づいたサービスを提供する
- ・インフルエンザ運行前には必ず車両の点検を行う
- ・運転士の健康状態確認を行う
- ・学校や、送迎場所でのルール、支持に従う
- ・指定事業を行っている事を自覚し 送迎中は事業所マークを必ず掲げる

- ・乗降前、ドアの開閉時 指詰めに注意とチャイルドロック確認
- ・必ずシートベルト着用し、座席からのズレ、転落、転倒に注意する
- ・接触事故、人身事故防止の為安全運転に努める
- ・万が一、車両事故が発生した場合、利用者の状態及び相手方の状態を確認し必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行うこと（救急通報、警察通報、事業所通報）
- ・利用者が事故に対する不安感を増す様な言動は慎み冷静に出来る策を講じること
- ・パニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停止し利用者の状態を確認する。救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い、事業所は必要に応じて対応を行う。

利用者を車内に放置しないこと、必ず添乗員をつけ見守りをする事

3、事故・病状急変時及び急病等発生時の注意点

事故・病状急変時及び急病等発生の場合

- ・利用者の状態を確認する
- ・利用者の安全を確保する
- ・救急処置を行い、同時に他の従業員に応援要請する
- ・医師や協力医療機関等に状態等を連絡し支持を受ける

登録医 → 医療法人 村田内科医院 (村田保則 医院長)

大東市住道 2-2 大東産メイツ 2 番館 1 階 TEL 072-873-5681

- ・状態等に応じて救急車を要請する。
- ・ご家族、緊急連絡先等に速やかに状況等を報告する
- ・必要に応じて警察署、保健所、市等の関係機関に連絡し支持を受ける
- ・経過観察を行う場合は、状況、病状等の急変に備えて緊急連絡体制等の確認を行う
- ・事故、病状急変時の状態等を正確に記録する
- ・記録した文書を従業員に周知し、事故情報等を共有する
- ・事故報告を速やかに行う

4、衛生管理等の注意点

- ・調理、配膳は衛生的に行う
- ・食事に提供する食器等の消毒を適切に行う
- ・設備、備品の衛生的な管理に努める
- ・食中毒及び感染症の発生を防止するために必要な措置を講じる
- ・インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症
対策等については必要な措置を講じる
- ・空調設備により適温の確保に努める

- ・医薬品、及び医療用具の管理を適切に行う
- ・予防及びまん延防止のために従業員研修等を定期的に行う
- ・外部からの感染を防止する
- ・保健所及び市への報告は速やかに行う

(ア)その他 感染症予防及び対応と感染経路

① 感染経路

- ・飛沫感染 → インフルエンザ菌（ウイルス）、肺炎マイコプラズマ、アデノウイルス、帯状疱疹ウイルス
- ・空気感染（飛沫核感染）→ 結核菌、帯状疱疹ウイルス（嘔吐物が飛沫化、ノロウイルス、ロタウイルス）
- ・経口感染 病原体を含んだ食事や水分を摂取することで消化管に達して感染 → 腸内出血性大腸菌、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、カンピロバクタ、赤痢菌、コレラ菌、ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス
- ・血液媒介感染 → 血清肝炎（B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス）後天性免疫不全症（エイズ）

感染症の症状と予防法

- * インフルエンザ → 感染後 1～4 日間の潜伏期間を経て突然の高熱が出現

し3～4日間続く。全身症状（倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛）を伴い呼吸器症状（咽頭痛、鼻水、咳）があり、おおよそ1週間の経過で軽快します。また、合併症（肺炎、中耳炎、熱性けいれん、脳症）を併発する可能性もあるので注意して下さい。また、実際は感染しているのに、全く症状のない不顕性感染症例や本人も周囲も単なる風邪としか認識していない軽症例も存在しますので特に職員も注意が必要です。

～予防法～ → 基本の予防はワクチン接種です。ワクチン接種をしても感染を防ぐことはできませんが、感染後の発生率と発症後の重症化率を下げる事の期待はできます。発症している利用者の利用を控えてもらうのは勿論の事、発症の可能性のある利用者は速やかに隔離する事は勿論、全員が飛沫感染対策（全員がマスクを着用し咳エチケットを実行）及び接触感染対策（期間中はうがい、手洗いの励行、感染者の体液が付着したものを中心に消毒）を行う様にしましょう。

*ノロウイルス → 非常に感染力が強く100個以下の少量のウイルスでも人に感染し発病します。患者の嘔吐物や糞便には1gあたり10万～10億個ものウイルスが含まれていると言われ、感染者の嘔吐物や糞便を適切に処理せず残存させることにより、乾燥し空気の流れて舞い上がりそのウイルスを吸い込む事で感染し安易に集団感染を引き起こします。潜伏期間は12～48時間で、嘔吐 下痢 腹痛発熱

等の症状が出ます。通常3日以内に回復しますが、嘔吐・下痢が頻繁にある場合は脱水症状を起こす可能性があるので排尿が有るかどうかの確認が必要です。(3日以降10日間程度ウイルスを排出している場合もあります)

～予防法～ → 効果の有るワクチンがない為、感染者の隔離と嘔吐物や糞便の適切な処理、ウイルスを不活性化させることが重要です。(流行期の嘔吐・下痢は感染症を疑う必要がある) 逆性石鹼やアルコール消毒の効果は期待できず、85℃で1分以上の過熱又は次亜塩素ナトリウム消毒が最も効果的です。濃度は有機物の少ない場合0.02%、嘔吐物や糞便に対しては0.1%以上の濃度で消毒します。嘔吐や下痢症状が出た場合は速やかに周りにいる利用者や職員は別室に移動し、窓を開け換気を行い嘔吐物や便の処理をします。また、処理をする職員が感染しない様マスク、エプロン、ゴム手袋、キャップを装着します。処理する道具一式は常に用意しておく。

*腸内出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111) → 飲食物を介した経口感染と感染者から人・人感染する直接感染、他に保菌している動物に触れることによる感染もあります。激しい腹痛と共に頻回の水様便や血便の症状が現れ発熱は軽度です。血便は初期では少量で次第に血液の量が増してきます。

(1) 経口感染予防～ → 調理を行う前に下痢症状や手の傷が無いか確認する。食材を

衛生的かつ適切な温度で保管し十分な加熱調理をすること。加工済の食品を提供するには、衛生的に調理 保管されているか確認する。

(2) 接触感染予防～ 予防の基本～ →

① 手洗いの励行（普段からしっかり手洗い習慣をつける）

登所時、外出のあと、調理、配膳時、食事前等は念入りに洗う習慣をつける。

- ① 石鹸を十分に泡立てて洗い流水で 30 秒～1 分流す。
- ② 水道の蛇口は水を止める前に水で流す。（蛇口に菌が付着している）
- ③ 手拭きは共用タオルは使用せず、使い捨てのペーパータオルを使う

やむをえず、水道での手洗いができない場合は速乾性擦式手指消毒剤を使用する。

（ノロウイルスには効果がない）

② うがい 登所時、外出後は必ず実施する

- ① コップに 1/3 程度
- ② 一口目は口をすすぐように（くちゅくちゅ）
- ③ 二口目 三口目は 喉の奥まで水が届くように 15 秒程度（おの字の口でガラガラ）

③ 室温・湿度 → 室温 夏場 26～28℃ 冬場 20～23℃、湿度 55～60%

定期的に換気を行う エアコン 空気清浄器 加湿器等の清掃はこまめに行う

④ 咳エチケット → 咳やくしゃみを人に向けて発しない。咳が出るときはできるだけマスクをする。マスクが無い時に咳やくしゃみが出そうな時はハンカチ、タオル等で口を覆う。素手で咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗う。

⑤ 衛生管理

㊦訓練室 → 季節に合わせた適切な温室、湿度、換気

エアコン、加湿器（湿度 55%以上）、除湿器、空気清浄機の清掃

床、棚、窓、テラス等の清掃。蛇口、水切り、排水口等の清掃

遊具等の湯洗い、干す、消毒。ドアノブ、電気スイッチ等の消毒

プール遊び等は簡易プールも含め塩素消毒基準を厳守

④食事・おやつ → 食材は新鮮な物を使用し衛生的かつ適切な温度で保存管理

- ・ 生物は提供しない（野菜も出来る限り温野菜にする）
- ・ 食材は必ずしっかり加熱する。火が通りにくい食材は必ず中心温度を確認する
- ・ 食べきれなかった食材は必ず破棄する
- ・ 調理器具、調理台調理場所の消毒等衛生管理、衛生的な配膳、下膳、テーブル等の消毒（食前、食後）及び食後の床の清掃、
- ・ 使用した調理器具、食器等は必ず消毒洗浄及び乾燥してから保管する。食器類の共

用はしない。

- ・ 歯磨き後の歯ブラシの管理とコップの消毒（共用はしない）

㊦トイレ → 毎日の清掃と消毒（便器.ドア.ドアノブ.蛇口や水回り.床.窓.棚.トイレ

用サンダル等）、手洗い後のタオルは、個別のペーパータオルを使用、汚物容器の

清掃 *洗浄液等危険物は目につく所に置かない*

㊧オムツ交換 → 糞便処理手順の徹底、交換場所の徹底、交換後の手洗いの徹底、

使用後のオムツ等の徹底処理（蓋つきの汚物容器に保管）

㊨職員の衛生管理 → 清潔な服装と頭髪、爪は短く切る、日々の体調管理（風邪に

似た症状や嘔吐.下痢は無いか）、体調不良者は速やかに医療機関の受診及びエチ

ケット対策、手洗いの励行、利用者の体調管理（体温調整がうまくできない利用

者への体温管理、衣服の着脱指導含む）*特に肢体不自由の利用者の手足は比較

的 血流が悪いので注意する。

5、出席停止期間の基準

① インフルエンザ → 発症した後（発熱等症状の現れた日は含まず）

5日間、かつ解熱した後2日間経過するまでの期間は出席停止

② ノロウイルス → 症状回復後も感染力を有している事や、回復に時間

を要する感染症で有ることを踏まえ、嘔吐や下痢の症状が治まり普段の食事ができ

る迄の利用は極力控えて頂く。また、流行期間中の前日に嘔吐や下痢症状があった
場合の利用も可能な限り控えて頂く

③ 腸管出血性大腸菌 → 便培養検査で陰性が出るまで若しくは医師にお
いて感染の恐れがないと診断されるまで利用は控えてもらう

6、日々注意する事

① サービス提供時間前の準備

事業所 → 職員 朝礼時に体調の確認をする（風邪.下痢.嘔吐.二日酔い等）、施
設内や外の衛生管理

児童保護者 → 連絡ノートを活用し当日の児童の体調を事業所に伝えて頂く
（睡眠状態.食欲.排泄等）

② 利用者通所時の対応

・通所後の手洗い.うがいの励行、利用者の体調管理（バイタルチェックは基本とし
て体温.脈拍.血圧.呼吸を計測）常に目線でも顔色.目つき.利用者に触れ体温管理

② 食事提供に関する事

- ・利用者の食材アレルギーを調査し 食材の使用は特に注意する事（アナフィラ
キシーショック防止）
- ・嚥下障害の有る利用者への介助.対応（硬さ大きさ）

- ・食材は新鮮な物を使う（消費期限の確認）

④ 発病時の対応

- ・以下の場合には保護者へ連絡し事業所より送迎若しくは保護者迎えの手配をする
- ・体温が 37.5℃以上になった場合、及び下痢、嘔吐が続く場合）
- ・手配が完了する迄は 他の児童とは別の部屋で安静に過ごして頂く

⑤ 送迎時の対応

- ・接触事故、人身事故防止の為安全運転に努める
- ・乗降前、ドアの開閉時 指詰めに注意とチャイルドロック確認
- ・必ずシートベルト着用し、座席からのズレ、転落、転倒に注意する

7、防災に（地震、火災）関する事

① 災害時の事故発生時の対応 → 事業者従業員の日常の防災対策

- ・消防法に基づく防災対策を確実に行う
- ・事業所独自の具体的な防災計画を作成す
- ・災害発生時の指揮系統を明確にしておく
- ・従業員連絡網を整備する
- ・災害時発生の際に食料、医療品、日用品等を備蓄する
- ・災害発生の際に軍手、懐中電灯、ラジオ等備え付ける

- ・ 事業所の耐震性等の安全性について点検と対応を進める
- ・ 災害発生時の指定避難場所や公園.広場等を把握しておく
- ・ 防災計画に基づいて定期的に避難.救出等の訓練を行う
- ・ 訓練後に防災訓練の再点検や見直しを行う
- ・ 事故報告を速やかに行う

② 災害発生時の責任者の対応

- ・ 人名救助を最優先させる
- ・ 被災状況等を確認する
- ・ 利用者を安全な場所へ避難させる
- ・ 従業員連絡網により必要な従業員を集合させる
- ・ 利用者数.利用者等のけが人の状況を確認する
- ・ 必要に応じて消防署等に緊急出勤を要請する
- ・ 事業所の損傷.二次災害の危険性の有無を把握する
- ・ 危険性がある場合は避難を行う
- ・ 関係機関先への連絡協力要請を行う
- ・ ご家族.緊急連絡先に連絡する

事故（災害）報告を速やかに行う

③ 火災発生時の避難方法

- ・避難場所への確認 →大東市立諸福小学校（大東市諸福 1-2-2）、諸福公民館（大東市諸福 1-7-10、）諸福老人福祉センター（大東市諸福 1-12-12）
- ・避難場所への経路を緊急連絡網等で指示
- ・避難指示に基づき音全に誘導させる
- ・煙の状況によっては身を低くしハンカチを口に当てる等の支持をする
- ・避難経路・避難場所において誘導と安全確保の支持に当たる
- ・逃げ遅れた利用者がいないか確認する
- ・特別な支援を要する利用者については十分に配慮し避難誘導に当たる
- ・負傷した利用者に応急処置を行い、必要であれば救急車を手配する
- ・学校やご家族に連絡をし引き渡しの準備をし順次引き渡しを行う
- ・ご家族へ連絡がつかない場合や、お迎えに来れない場合は、その利用者のみ安全な場所避難場所などで待機させる

④ 地震発生時の避難方法

- ・地震発生時 → 安全確保の支持を速やかに行う（机の下にもぐる、カバンで頭を守る等の支持）、火の始末

・職員は出入り口を確保しTV・ラジオインターネット等から最新の災害状況を手する

・地震が収まったら 警報避難指示が出た場合は、避難場所への安全確認 → 避難場所へ安全に避難させる

大東市立諸福小学校（大東市諸福 1-2-2）、大東市立諸福老人福祉センター
（大東市諸福 1-12-12）

・利用者の人数確認、全員確認出来たら避難場所で待機する

・逃げ遅れた利用者がいたら探索に当たる

・震度5以上のご家族に連絡すると共に待機利用者の安全確保、ご家族への引き渡し。

・連絡の付かない利用者については 避難場所で待機

・津波警報の場合 → 利用者を避難場所に待機させる その旨をご家族へ連絡する

・警報が解除された後、利用者をご家族に引き渡しする

・地震が収まり避難解除になれば、施設や周辺的安全確認をして、活動サービス再開する

—

⑤ 災害で大阪府全域・或るいは大東市で警報が発令された場合

- ・ 午前 7 時の時点で防風警報・台風による大雨警報が発令された場合は、職員利用者共に通所.利用を見合わせて自宅待機とする。
- ・ 午前 11 時までに解除された場合は、職員は電車等の遅延問題等無い場合は速やかに出勤とする。解除されたその 2 時間後よりサービス開始をする
- ・ サービス開始時間はその時の状況に応じての判断となる
- ・ 大雨警報・大雨洪水警報・洪水警報の場合は、サービスは有ります
- ・ 午前 7 時の時点で地震発生・震度 5 以上の場合は、連絡が有る迄は自宅待機とする
- ・ その他の警報に関しては、その時の状況判断により決定し連絡をする

⑥ 避難訓練

- ・ 火災.地震発生時の避難誘導マニュアルに従い周知検証する
- ・ 自営消防組織の作成 → 防火管理者の配置（田中和美）指定の講習を受ける
- ・ 緊急連絡網の作成（避難持ち出し袋に常備）
- ・ 消防通報手順の作成（固定電話設置場所付近に掲示）
- ・ 震災に伴う津波情報が発生した場合の避難場所の決定とルートの確認（建物倒壊で遮断されることも踏まえ複数のルートの確認）
- ・ 半年に 1 回の避難訓練の実施（記録の作成）

- ・年1回の通報訓練の実施（消防署へ届け出必要）
- ・第1次避難場所広域避難場所までの定期的な誘導訓練（記録の作成）

⑦ その他

(1) 火災に備える

電気設備 → 加熱性の有る物を付近に放置していない

- ・コンセントは根元までさしこむ（抜けかけたコンセントに誇りがたまり引火）
- ・電気使用量を超えたタコ足配線をしない
- ・コードは熱を浴びない
- ・電気コードの破損場所が無いようにする（破損部からスパークして引火）
- ・電気コードを棚などで踏まない様にする

(2) 震災に備える

注意すべき点 → 棚.テレビ.冷蔵庫当大型の倒れやすい物は固定する

- ・食器棚は揺れにより扉が開き食器が飛び出さない様に工夫する
- ・照明器具や掲示物が落ちてこない様に工夫する
- ・窓ガラスやガラス棚のガラスが割れない様に工夫する
- ・特に蛍光灯が落下した時の為に飛散防止カバーをする
- ・棚の上に重たい物を乗せない様にする（揺れによる落下を防止）

- ・避難通路に不要な物が置かない様にする。
- ・避難持ち出し袋を用意する（中身を吟味する）

(3) 消防設備訓練

① 自営消防組織

- ・火災発生時、円滑な行動が取れる様に役割分担
- ・自衛消防隊長（管理者 田中和美）
- ・避難指示の指揮

通報連絡係 → 消防所への通報及び関係機関への連絡

初期消火係り → 消火器での初期消火

避難誘導係り → 児童を安全かつ速やかに避難場所へ誘導する

② 通報手順

- ・火事又は救急の伝達
- ・場所（住所及び目印となるもの）
- ・状況（火災の場所及び消火状況及びけが人、逃げ遅れの有無）
- ・電話番号及び連絡者

③ 初期消火

- ・消火器の容量によって噴射時間が決まっている為 的確な消化を行う

- ・消火器や水バケツで消火できるのは 天井に火が届く程度の火災であり それ以上の火災については人命関わるので、消火係りも避難する

④ 避難場所

- ・第一避難場所 → 大東市立諸福小学校
- ・施設外で安全を確保できる場所 → 広域避難場所、諸福グラウンド等

⑤ 緊急連絡先

- ・消防所 → 119
- ・警察署 → 110
- ・行政 → 大東市障害福祉課 072-870-9630、
大東市福祉子ども部子供室 保育・幼稚園グループ 072-870-0474
- ・東大阪事業所 自立支援ケアサポート絆 072-982-5520

⑥ 児童に関する書類（ケガ等で万が一緊急搬送しないといけないとき）

- ・住所・氏名・年齢（生年月日）・血液型・家族の緊急連絡先
- ・障がい名・持病。（特に持病のある利用者は詳細を記載しておく、別紙）
- ・服用薬（可能な限り詳細を記載しておく、別紙）
- ・係りつけ医
- ・ハザードマップ等の掲示

8、 障がい者虐待とは

① 障がい者虐待とは次の三つをいう

① 養護者による虐待

- ・障がい者の進退に外傷が生じ又は生じる恐れがある暴行を加える事
 - ・わいせつな行為をすること 又は強制し わいせつな行為をさせる事
 - ・心身の正常な発達を妨げる様な著しい減食 又は長時間の放置、養護者以外の同居人による「わいせつ.暴力.減食等の行為の放置」又は その行為を黙認する事
その他の養護者としての監護を著しく怠ること
 - ・著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、暴力、同居する過程における配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある物を含む）又は同居人による暴力、有害な影響を及ぼす言動、その他の著しい身体的外傷を与える行動を行うこと
 - ・養護者又は障がい者児の親族が当該障がい者の財産を不当に処分する事
 - ・そのた、当該障がい者から不当に財産上の利益（障害年金.給与）を得る事
- *養護者の負担軽減を図るための支援を支援を心がける

② 障がい者児福祉施設.福祉サービス等の従業員による虐待

- ・障がい者の進退に外傷が生じ又は生じる恐れがある暴行を加える事。正当な理由がなく障がい者の身体を拘束する事

- ・障がい者にわいせつな行為をすること又は強制し わいせつな行為をさせる事
- ・障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他
の障がい者に著しい心理的外傷を加えること
- ・障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること
- ・当該障害者福祉施設を利用する他の障がい者又は当該福祉サービス事業等に係るサ
ービスの提供を受ける他の障がい者による わいせつ.暴力.拘束の行為を黙認する
こと
- ・その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ・障がい者の財産を不当に処分する事
- ・その他 障がい者から不当に財産上の利益（障害年金.給与）を得る事
- ・研修（人権.虐待防止）の実地を行うものとする
- ・当該障害者福祉施設を利用、当該福祉サービス事業者に係るサービスの提供を受け
る障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情処理窓口 田中）

③ 障がい者を雇用する事業者による虐待

- ・障がい者の進退に外傷が生じ又は生じる恐れがある暴行を加える事。正当な理由が
なく障がい者の身体を拘束する事
- ・障がい者の進退に外傷が生じ又は生じる恐れがある暴行を加える事。正当な理由が
なく障がい者の身体を拘束する事

- ・障がい者にわいせつな行為をすること又は強制し わいせつな行為をさせる事
- ・障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他
の障がい者に著しい心理的外傷を加えること
- ・当該事業所に使用される他の労働者による わいせつ.暴力.拘束等の行為を黙認すること
- ・その他 障がい者から不当に財産上の利益（障害年金.給与）を得る事
する事
- ・障がい者の財産(家屋.資産) を不当に処分する事
- ・労働者の研修（人権.虐待防止）の実地を行うものとする
- ・当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情
処理窓口 田中）
- ・養護者による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見したものは、速やかに市町村に通報しなければならない。

② 虐待に値する行為とは

- ・心身的虐待 → 障がい者児の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴
行をくわえ、または正当な理由なく障がい者児の身体を拘束すること
- * 身体的虐待のサイン 別紙

・**放棄・放置** → 障がい者児を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等に

より養護を著しく怠ること

* 放置のサイン 別紙

・**心理的虐待** → 障がい者児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応 その他の

障がい者児に著しい心理的外傷を与えること

* 心理的虐待のサイン 別紙

・**性的虐待** → 障がい者児に わいせつな行為をすること又は わいせつな行為を

させること

* 性的虐待のサイン 別紙

・**経済的虐待** → 障がい者児の財産を不当に処分すること、障がい者児から不当に

財産上の利益を得る事

* 経済的虐待のサイン 別紙

・**セルフネグレスト** → 障がい者児虐待防止法に明確な規定はないが、支援が必要

である可能性

つねる、平手打ちする、殴る、壁に叩きつけられる等の行為で打撲させる

* セルフネグレストのサイン 別紙

③ 虐待を未然に防ぐ心構え

～自分がされたら嫌な事を障がい者児に してはいけない。常に相手の立場で適切な

支援を心がける～

- ・虐待を未然に防ぐ心構えとして 管理職 職員の研修をし支援技術を高め資質向上
に努める
- ・利用者のニーズに応じた個別支援を日々実践する事が虐待防止に繋がる
- ・地域住民やボランティア実習生等多くの人が施設に係ることやサービス評価.事故評
価.第三者評価を積極的に行う開かれた施設運営の推進
- ・当施設に対して 利用者やその家族から苦情処理体制を整備することにより実効性
のある苦情処理体制の構築を心がける

④ やむおえず身体拘束を行わなければならない場合の注意事項

- ・個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討決定する必要がある。その場合は
事前にマニュアルなどに整備して組織としての考え方や手続きを統一しておく。
個別支援計画には やむおえず身体拘束を行う際の様態及び時間.緊急やむおえな
い理由を記載すると共に身体拘束を行った場合は それらの事項を記入します。
ご利用者本にや ご家族に十分に説明することに加えて 書面で同意を得ること
また、大阪府へもその書類の提出が必要となる

その他詳細 別紙

追記 新型コロナウイルス感染症について

～新型コロナウイルス感染対応マニュアル～

感染症の感染経路は、空気感染、飛沫感染、接触感染があるが、新型コロナウイルスの感染経路は、特に飛沫感染と接触感染といわれています。(WHOは一般に5分間の会話で1回の咳と同じ位の飛沫約3000個が飛ぶといわれています。飛沫感染とは感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)と一緒にウイルスが放出され他の方がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染する事です。接触感染は感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手でまわりの物に触れるとウイルスが手に付着しその手で口や鼻を触る事により粘膜から感染する事です。WHOは、最大72時間、ボール紙では最大24時間生存するといわれています。

ウイルスを、持ち込まない、持ち出さない、拡げない為に感染経路を遮断する。密集(人が集まる場所) 密閉(寒気が悪い) 密接(まじかで会話や大声を出さない) の三密を避ける。

マスクを着用し、手洗いを念入りに行いアルコール消毒をする事を心がける。

通所時行う事 : 手洗い、アルコール消毒(アルコールがダメな場合はノンアルコール除菌シートで消毒) 検温し日々チェックする。体温は37.3℃をめどとし様子を見る。

体温が上がる場合は

別室で個別とすし 37.8℃の時点で家族様に連絡しお迎えに来て頂くか車でお送りする。

散歩に出かけ、遊具等で遊んだ後は必ずその場で手洗いアルコール消毒する。施設に帰って来てからも必ず手洗いアルコール消毒をする。

マスクの装着が困難な利用者には消毒や手洗いを頻繁に実施し距離を取るようになることを心がける。またアクリル板等の設置し遮断をする。

座席は、迎え合わせには座らない。前後左右 2 m の感覚を置く。

送迎時 : 窓は開けて走行する。車内の換気に留意しできるだけ隣同士には座らないようにする。利用者が下りた後は全体的に車内を消毒する。接触頻度が高い場所は消毒する。車内でもマスク必着。

通所中 : ADL や生活の質の観点から日中活動等の実施は重要である一方感染拡大防止観点から、三蜜を避ける必要がある。

食事中は、座席の感覚を空け対面を避ける様にする。食事前は必ず石鹸と流水による手洗いをする。食器等は、次亜塩素酸水或いはミルトンでつけ置き消毒をする。

オムツ交換等は、トイレか個室で必ゴム手袋を着用して行う。他のゴミとは分けて新聞紙で包みビニール袋に入れて適切に処理する。オムツ交換の後はトイレや使用した部屋をクレベリン消毒をする。

環境整備 : 利用後は、手袋を着用し消毒用エタノールで清拭する。次亜塩素酸ナトリウム液の場合は清拭後湿式清掃し乾燥させる。トイレ、手すり、ドアノブ、取っ手など。

※新型コロナウイルス感染症の感染疑いの有るもの、濃厚接触者への適切な対応

濃厚接触者とは : ①症状が発症した2日前に接触した人のうち、同居、或いは長時間の接触(車内)があった ②適切な感染防護なしに診察、看護もしくは介護していた。
④ 気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接ふれた可能性が高い。④手で触れる距離(目安は1m)で必要な感染予防策無しで15分以上の接触があった

職員 : スタッフが感染した場合は、入院、または症状によって自治体保健所の判断指示に従います。濃厚接触者とされた場合は、自宅待機を行い保健所の指示に従います。他の利用者や家族、関係機関に連絡する。

濃厚接触者で、PCR検査を実施して陰性の場合でも保健所の指示に従い1週間～2週間は自宅待機する。濃厚接触者とされなくても不安に思う場合はPCR検査を行う。

利用者 : 利用者が感染した場合は原則入院することになります。保健所により濃厚接触者とされた場合は、自宅待機を行い保健所の指示に従います。同一事業所の利用者やその家族に状況の報告等必要な連絡をします。

児童の場合は学校や関係機関への連絡をする。学校が疫学調査の為に休みにする

こと。ると、利用者もその間は又は何らかの連絡が入るまでデイは利用不可で自宅待機をする。

緊急事態宣言が発出された場合は、状況に応じて時短や利用者の人数制限等を実施する。